

物価高騰対応給付型商品券「ひたエール券」
物価高騰対応プレミアム電子商品券「ひたpay」
事業実施要項

<事業概要>

- 1、発行主体　日田市
- 2、発行総額　紙商品券「ひたエール券」　3億円（市民1人あたり5,000円分を給付）
 電子商品券「ひたpay」 13億円（プレミアム分：3億円を含む）

3、販売期間・使用期間・換金期間等

	給付型商品券「ひたエール券」	電子商品券「ひたpay」
発行数	60,000冊（市民に1冊を給付） ※ 1,000円券×5枚（共通：5,000円）	200,000口（1口5,000円で購入） (中小店用：3,000円 共通：3,500円)
購入限度等	1人 1冊（無償配布）	1人 10口（50,000円）
販売方法等	郵送による全世帯配布	スマートフォンアプリ「ひたpay」 にて申込。※予算枠に達するまで
販売期間等	令和8年2月下旬より順次郵送	1次申込：令和8年2月2日（月）～ 令和8年2月16日（月） 抽選後 令和8年2月20日（金） 午前9時～販売開始 以降隨時販売
使用期間	令和8年2月20日（金）～令和8年6月30日（火）まで（予定）	
換金期間	令和8年3月 2日（月）～令和8年7月17日（金）まで（予定）	

<参加店募集要件>

- 1、日田市内に事業所または店舗等を有し、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができる事業者。
- 2、商品券の取扱については、本実施要項並びに日田市の指示に従うものとする。
- 3、参加店は、日田市が広報・周知のために公表する参加店一覧への事業所名・所在地・電話番号の表示を認めるものとする。
- 4、参加店は、商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、日田市が配付するポスターを消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
- 5、商品券取扱確認書に記載の注意事項を厳守すること。
- 6、電子商品券決済用のQRコードを消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
- 7、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を害することのないよう、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務が終了した後においても同様とする。

<参加店募集期間>

令和8年2月10日（火）一次締切

（令和8年2月下旬発行の参加店一覧に掲載。広報ひた3月号にて全世帯に配布予定）

※上記期限を過ぎても申込は隨時受け付けますが、発行済みの参加店一覧には掲載されませんのでご注意ください。（日田市ホームページ上の一覧には記載します）

＜商品券の取扱いについて＞

- 1、参加店は商品券を持参した方に対し、商品券使用期間内に限り、券面記載額（又は電子決済額）相当の商品の販売またはサービスの提供を行ってください。
 - 2、使用される商品券は、日田市が事前に配付する見本と間違いないか確認してください。電子決済の場合は、表示される金額が決済額と相違ないか確認してください。
 - 3、紙商品券は1冊あたり1,000円券5枚綴り全店共通券です。全参加店舗で使用可能。電子商品券は1口6,500円を3,000円分は中小店専用券、3,500円分は全店共通券となっており、中小店専用券と全店共通券が設定されています。
 - 4、紙商品券での購入の場合、つり銭は出さないことにします。不足分は現金でお受取りください。電子商品券の場合は、1円単位で自由に決済額を指定することができます。
 - 5、商品券と現金の交換は禁止します。
 - 6、商品券が使用できないもの
 - ・不動産や金融商品
 - ・たばこ
 - ・市販の商品券など換金性の高いもの
(ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカードなど)
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国、地方公共団体等への支払い
- ※なお、商品券で購入できないものがありましたら、店頭に掲示をお願いします。
- 7、取引により商品券を受け取ったときは、再使用を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印（店舗名）を押印することとし、既に受領印があるものは受け取りを拒否してください。
 - 8、商品券の交換及び売買を行わないでください。使用期間中における物品の販売や貸し出し、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
 - 9、参加店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
 - 10、商品券の盗難、紛失、汚損、破損に対し、日田市はその責は負いません。
 - 11、商品券の適正使用について
商品券の偽造、第三者への転売・譲渡が疑われる場合は、日田市へご連絡をお願いします。
(例：一人の人物が20人分に相当する10万円分もの紙商品券を一度に使用するなど)
偽造等の不正行為等が発行団体により確認された場合、換金には応じないものとします。

＜換金について＞

- 1、換金業務は、市内金融機関に委託を行い実施する。換金手順については、別に定めるものとする。
 - 2、商品券の換金に際し、事業経費負担金は求めないこととし、振込手数料のみ実費負担とする。
- ※電子商品券は自動入金と手動入金をお選び頂けます。

＜その他＞

ご登録いただいた参加店へは、関係書類（参加店登録証、商品券見本、下げる、換金依頼書、電子決済用QRコード等）を後日お渡しいたします。別途、関係書類配布のご案内をお送りしますので、指定された場所・期間内に受け取りをお願いいたします。

その他、取り扱いに関して疑義等が生じた場合には、隨時協議を行います。